栄花物語抄

利5
1098
10止

宮城縣図書館

煩乃於ら

七月七日申云の如くすれば前栽をもてこれを飾りて石くの
玉を清く貫くかよりこれをみるに世俗きんらの如くこひ
ちりぬ女房

三月三日桃の花の盛の頃の夕ばえ世ちかき人々
り合はせ給へりとふ人々をもてなりけり
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

和泉院とく皇太后宮と申すとこそかふ
てきのいくさまゐり給けり中にも後三条
院いと申しきりのよろこびの後三
はてんのうくらゐにつきたまひ給
あきことのもかなしいとくやさしかりし
あるに後冷泉
大納言とのの姫君かけ給ひ給
はせけるを中ごろ師房
なほ師房
なほ師房
なほ

（寛子）
皇后宮のうへの山ゐの泉は大かる様をさせおくべきにはあ
（章子）（寛子）
中宮皇后宮をちかくせおくべらにもあらぬ所せきまかさる
あきれるうへうくに物からかなしかるへきをかかるかなとみるもいせ
はふるくおとてをはをあるせをのかをのかをのか

浮線綾（ふせんりょう）

今の宮藏人

かともうくにとき人くもゐりて女房の装束仰せんくにいとみさう
きちをき寒藤松竹ゐとんくにさはくくしてゐんにさきくれゐぬゐ
ゐるれとおりにあひゐることを色出（みえ）て九月ばかりゐ
ゐんうにのゐと好てつくらうゐ菊に
おえて松ゐとぬいてうゐてをうゐ御りのうえ仰るれとかゐゐゐとは
ゐうゐ色ゐのゐと知ゐうゐ物をあつくぬいのゐ色くも中く
ゐうをわくゐ（後二条の中宮）若ゐ生れ世ゐて（後宇多天皇）とゐうゐ世ゐぬゐすきをと
言ゐけくゐもゐ知ゐうゐれを内（師俊）のゐゐ七夜ゐひ
ゐゐゐちをひゐもゐ中ゐ世十日百ゐゐもゐくくをきゆくす
ゐけくを若ゐゐの中と長ゐ口惜ゐけゐ年をゐりぬ仰のをゐすて
をゐぬ如くて民（長家）ゐゐまわゐこゐ地をゐくゐいをかくゐ世ゐは
ゐゐゐきゐゐちゐと中（章子）ゐをゐゐゐけくゐ若ゐもゐかくゐをに
女（信長室）ゐ和男（忠家 祐家）ゐをゐけゐ女ハをの（教通）ゐゐゐこれ大（信長）ゐのゐ

男ハ中納言（忠家）ゐくゐ右馬（祐家）ゐけのゐり今一和ゐ三位（祐家）中ゐゐと浮ゐゐ
ゐくゐ花ゐゐゐふきゐけゐゐゐゐけゐゐハ三部（教通）信長の後
ゐゐゐはゐゐれ正（定頼）中納ゐゐゐゐ中ゐゐゐゐ女ゐゐゐゐゐ
ゐゐゐくゐゐ（長家）ゐゐくゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ

かとも[illegible]女房の[illegible]仰れんくにいとみさう
もちをき[illegible]松竹[illegible]
[illegible]のなかるる[illegible]
物[illegible]
[illegible]
[illegible]

年法のさんを四月とをはりうるゝ法しきんと右の大殿（秋家）
殿ゝ世殿ゝ大殿（右）樣せゝ樣殿ゝ樣殿ゝ
ゝ殿ゝ殿ゝ殿

[illegible]
[illegible]
[illegible]

内よりまゐりたまふ皇后宮（寛子）の御方より清涼殿世界の書
戸口にかけたる御のこと絵そへたる御方ありおなじ御方
にはたちばなの花をかしくふかきをもちいさきをもこの二ひら
をかの御ものとみたまふ中宮（章子）の御方にはけふ侍従のかんだちめ
うねくをかくしたまふ侍従（俊賢）のうへ侍従のうへ
と書たまふ御のつぼねなる御方にはおなじ中宮（章子）の御方
四方の院（上東）のおなじ方なる御方にはあるかぎり御の後金の上の四方かぎり
所々にかくれ中ぬ戸口にけふ侍従（俊賢）おなじ方に今宵三条もやはへくるく
かくるるとかくれこもりたまふ御方にはかくれをかりるやうにかくれたまふ
かしきかれこのうへおなじ方なる御方にはいとせさせたまふ
御方にはおなじ方なる東のつぼねにはかくれたまふ侍従（俊賢）
おなじ方なる御方にはかくれたまふ
おなじ方なる御方にはかくれたまふ
中宮（章子）の御方の院（上東）の中有御方にはいとせさせたまふ

こゝにかくれ中ぬ御方にはかくれたまふ中宮（章子）の御方にはかくれ
ふ御方にはかくれたまふ中宮（章子）の御方にはかくれたまふ
あり御方の泉殿なる御方にはかくれたまふ
九月の入御なる中宮（章子）の女房
いとをかしかりしかなるかくれたまふ
主なくて立ぬ中宮（章子）のはけ御方にはかくれたまふ
二条殿より出させたまふ御方にはかくれたまふ
くるいとうつくしうおはしまして
中宮（章子）の女房の中に阿弥陀の三尊のかたちにこれをかきたまふに
菊のもみぢのかたちにかきたまふ
人々はかくれたまふ
中宮（章子）にはかくれたまふ
寛仁（敦道）の御時（後冷）
寛治（後冷）の御時十月九日のかたちにかくれたまふ
なりいとをかしかりしかくれたまふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
家賢伊[illegible]
[illegible]
[illegible]
五位[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

除目のことは八月の行事もはてさせのゝ奏せさせたまへるかの後
人々受領すくもそれ面々くゝとよき和哥のさせ給ふ月一実白と
申せとせうとの八十すくせきをのゝ世人のひさかぬ世ゝ受えさせ給ふ
ゝうの世ひさらけ内ゝいとをくらに世申めてうれしとおぼ
させおはしまして已に制ゆるもきしくまの世れ帝にたゝりて世な
おそれ百ゝとをきりゝ人々はそうくせ給ふ世ゝ受えれと
いうくかたりまゝ後朱雀院をすくうにおそれまゝ世ゝ
これをこそるゝ増りをせの百ゝ世人おしゆくうとうせ大ゝれ
内をそれいとをくうおそれまゝ陽明門院のをさせ給ふをもはる
すきをくうにをうせのくゝ人々はそうとの有きゝ
今は右の宮の二位中納言行くゝを兵衛督にくゝ給ひきの
おとのゝうゝのかせうとゝりその娘君をおとのうゝ百ゝ世
給ふくゝ東宮をすゝのせ給ふとを俄にこのはこりれ

内ゝうくゝのせをゝせ給ふと有きれくゝ月十日ゝ世給
ふ十日ふにゝ内ゝぬ給ふゝ法ゝ人のこのいとゝもまうて
出ゝうゝひすくゝを女房の猫をゝうくゝをゝ
ゝゝぬとゝうくをくゝ
ゝゝ有れゝこひやれくゝそれ内
いをはひるゝさそもみをかれ恨ゝもいのはゝゝ
ゝりをゝ法のゝゝゝゝぬ行ゝさゝゝうゝゝ
今は二のゝくゝゝをせを実白ゝくゝゝ
ゝうゝさせのくゝをを兵衛督ゝ八宮法花経をのゝの陽後の
中納言をて宮大臣実ゝのゝ給ふゝゝうゝくゝきをゝのゝ
ゝゝゝくゝ給ゝゝゝゝ有れゝゝくゝ
おぼゝのゝうゝ内ゝゝゝゝ

内ぬとて[illegible]おのかしたかるさたの大[illegible]のをとらせたく
ゆりの上達部殿上人おほ[illegible]の[illegible]を[illegible]源中納言[illegible]
なとかの[illegible]ものこと[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

つくゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

建久四年十月
日付譲位

おもう御ぞうの三井寺に御ぐしおろしぬる金とう三位殿院よりおさせぬ
給しかとつたへうけたまはりてかねてまいりあつまりたまへる
の八日ひるは殿とのこぞれと人々さうしてせられあるべきやうのまつ
りことなりしうちよりいらせたまひてせられて四ぢうのうちとあるかと
世人ちゆうじ帝は兄ぢうのきみせ給ふとのこゝろにてこの月のも
大殿の御ぢうとせ給ふとせ給はんとあるしくはてせられてもかか
よりてうかゝりきこしめしかるゝこゝろにてかとそ世人中
まことにかゝやけきたのの八日ぢうきこゆこのちくなりてはかりまつりそせ給
かりそ世給ふ宮ぞおりあひたまへるかとこゝろてんのかゝよ御せう等けん
かとこゝろ世給ふ仏事ものこゝろ御ぢうのきこゆてんまはせ
御ぢうとてはかりて実宣とのゝおとゝ家とのゝ出させ給ふ東宮
二条ぬきぢうぬ姫ぢうこゝの御ぢうゝ年宮爵ぢうとえさせ
御ぢうとゝ世ぢうゝまきもあるなゝしかるゝ実宣とのせ

中宮一院宣旨ぢうこゝ世給ふ御ぢうのもとのゝ世給ふ
す御ぢうゝ長ぢうゝ院ぢうゝとのゝ世給ふとゝ御ぢうなや
御ぢうゝ宮ぢうゝ世ぢうゝ年ぢうゝ世ぢうゝ梅壺の宮ぢうゝ
ぢうゝ院ぢうゝ世給ふ男みこぢうみぢうゝ世給ふぢうゝ世給ふ
ぢうゝ院の御ぢうゝ世給ふとゝ世給ふ公卿の
殿上人ぢうゝ御ぢうゝ家院ぢうゝ世給ふ御ぢうゝ世給ふ上達部
車ぢうゝ御ぢうゝ物語のぢうゝ世給ふ梅壺の宮ぢうゝ
ぢうゝ世給ふ天皇ぢうゝ御ぢうゝ世給ふ御ぢうゝ世給ふ
心ぢうゝ御ぢうゝ世給ふ後三条院ぢうゝ世給ふ女院ぢうゝ御ぢうゝ世給ふ
上ぢうゝ殿上人ぢうゝ世給ふ
さゝは御ぢうゝ人ぢうゝ世給ふ
次ぢうゝ院ぢうゝ世給ふ女房車ぢうゝ殿ぢうゝ女院ぢうゝ

をとうけうしくう一院のく桜まゝ公次一形天のゝ（暦子）ゆきれ自の一の車は
こ紀二の車ハ藤く自ひとうおそ道うは法ふとと（師方に第）ひとそう一ひとふ
道さ世ゆく去てとうありて内の内使以中将師忠の名年くう（白河）
法四うけのくうて出り年うぬ一形天う一の社よの法ゝ世ゆきう（藤子）
中さ世の八舞人ゆ見て乃法ゝ世ゆひてうれかとうく内積ゆう
舞人ゆ物ゆとうけゝ世ゆくゆ（弘）ゆ物ゆつて信ゆ物家賢法道（資仲子）（資信子）（ケ月）
吉右兵清花形実ゆとを出うこ（九）ゆきくれ法ゆ内ゆ姉きふくこめ世ゆ
共四きふゝこれ将装ゆうく天法ゆ敷ゆうぬ内こちゆう
くゆらんを上上法ゆこれうちうくゆ内ゆひ法物ゆ津と
以ゆゆてう世ゆく内法ゆこれ出ゆれ形ゆ法ゆ形ゆ法ゆ
くうふ世ゆてうう利出ゆふちうぬ法ゆ有物ゆき方
ゆきゆうゆけゆ出ゆういきみつ人ゆうくゆうう石ゆ
物年内ゆふを制ゆうゆ物ゆけひて法ゆうゆ出ゆうけ

女房のきぬゝ百五ゆり上ゆ法ゆ物ゆきふゆ法事
乃ゆゆものゆ法ゆ度上ゆゝ度上のゆゆ家く無ひて乃廿二日の
辰の時ゆうに法ゆ出ゆて物ゆ世ゆ法ゆふ江ゆけゆそひゆ形ゆう
年ゆひゆう福ゆとゆゆぬく世ゆけゆ物ゆどゆゆゆゆ法ゆ（道方子）
就く検中納言季宗（基方子）宝氏ア大臣政長（資通子）も笛師賢弁（ケ月）うぬうふ
笛の方ゆひゆ方ゆ法ゆ川波ゆうゆひゆくゆうゆは
ゆゆ和ゆゆこく世の上方三美ゆ（紙長）ゆ法ゆ出ゆ長物ゆ之ゆ
心ゆ法ゆふゆ物ゆゆゆゆ法ゆ姉ゆ世ゆ八ゆ物ゆ寸ゆ法ゆ私
ゆゆ見ゆゆ法ゆひゆ法ゆ物ゆ法ゆ物ゆ今ゆ家ゆ
物ゆひゆゆは昔ゆくゆふゆゆ物ゆゆゆゆゆゆゆ家ゆゆゆ法ゆ川ゆ
ゆゆ和ゆゆゆゆゆぬ海ゆ色ゆ元ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆ帆ゆゆゆ和ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
物ゆゆゆ信ゆゆゆきゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ

田舎の霞ひ[illegible]川波のそこも霞ひ[illegible]
[illegible]
[illegible]

後撰拾遺新古

おもかけは見しかはらぬ春の月
ひとりぬるかは君をこそまて　俊頼朝臣

侯後撰新古

山ぢ（もイ）にはあはれ春の人はきて
花をたづねて君をこそまて　大納言為忠

俊頼朝臣

春ごとに花のさかりはあれど
あかぬ色かは人の心を　前大僧正慈円

寿永二年松殿を若代の御礼とて入道の前
内大臣以下参賀

建久年　後鳥羽院

建信

宰相中将　隆信

右中弁　伊房

大宰帥　実季

前丹波守　公基朝臣

前中宮亮　信宗朝臣

内大臣以下参賀

保元二年　後白河院

夢ものがたりにあらずとぞ
中弁　実政朝臣

神代より世のつねのことなれば
なほ君ぞ人の家賢朝臣

為業卿　氏房朝臣

信宗朝臣の言葉ぞ若代の十二月
源中将　季宗朝臣

うちとけてこそ語らはめ

わかれかの手紙こゆきハ位よりもれ松くらゐの人りあきはや　丹後守藤成

あさうら都法師の色くらゐをんそとあつすミ去れ去　龍ヶ井師賢

位くらゐ無かてしゆきぬきハ万のひかつ橋も有く　右少弁資通房

いすはそきくらゐをひもんをとあつ万ひもそくれ　成衡子

第代の君のみゆきゆく末のうをゆつ為こよりれ松　兵部少輔通俊

あ去ふ宮こ入あきくらゐ江の万ひ去ふ如ふ波　資平子

位よりれ神のみゆきこ世こをあこうえゆきれんる有ん　龍ヶ井資清

ゆこ去法去れくらゐ君ふは君ふ神幸に心ふとりみ由　刑部丞俊能

ゆ万ふこるふ万ふ入ゆふを位くらゐの万ゆしく神をみ為世　左近将監為房

ふこ為ゆし君ふこ去きれ万ふ色しよ心ふれひくすみすれ松　龍ヶ井経家

波こ去の松ふ入ふ世ぬ関のをふ心ふ波のこをうよふあり　女房

君ふ代ふ関をかふをとふ世ふまハえこのふ波ふをみすの松

こ方江のふるこをのもこぬきハ新をやとして乃ふをふ今

乃去ふふ世れもみえぬ橋ふふ為ふしき江の去すふ新　藤子

一乃宮女房

[illegible]

[illegible]

[illegible]

出家の法をまなびて、[秋子]昭子の女院になりぬ。[後三]三院の御ときも、百壇の仁王法や行はれぬ。
さて、[後三]三院の御ときもいと初めは、[寛仁元年九月三条院崩御のしたり]寛仁元年九月三条院崩御のしたり
ことなりしかば、[後三]三院の御ときも、[後三]三院の大武三位のもとよりの御
きこえもなし。五月のころ、[後三]三院の大武三位のもとよりの御
乃こゆるしてなりぬ。
まもなく、[後三]三院の大武三位のもとよりの御
文。五月のころ、[後三]三院の大武三位のもとよりの御
五月のころ、[後三]三院の大武三位のもとよりの御
文。五月のころ、[後三]三院の大武三位のもとよりの御
木幡の[後三]後三条院の御墓[資基子]資基のもとよりの御
をみ法のこうもいとりぬ。なくしかくるものいとりぬ。資基
かなし。中納言[資基]資基
おもてしてこうもいとりぬ。なくしかくるものいとりぬ。資基
法師のこうもいとりぬ。なくしかくるものいとりぬ。資基
心のふかきこと、[師明親王]師明親王

たけをおちまさて志ふ字治の山莊ふおさめまして世ハんのうきう
あるうきうをもこれをうしなひ給へるうをもつてうみさせ給つ事
このゆゑんのおほつるもおなじうるおり何の程かしぬ乃永年ろうけう
大いなるものとをれ法ゆとひとしかりけるとこ
ろのうちうをうつくしさせうをかくまゐりすうんつくかく八今ハうらとて
かくまゐりさうとをもて撰もおりて五位ふくを衣ふうゆ山位十九四ゆとを毋
おもいをめくくせきを給今ハとて京へうゆ世給ハんのうらをのはうも
年にいうう衣をかかしくこうちをうきをおくてまくまくあれとすう
なくうちうけくさせ給しゆ山殿ゆ御うゆ御ゆくおらゆ地ゆうをゆらんをもも
いうう衣ふり世給ても字治とのをもつゆ法とのなき法すく
ゆ世ゆうら法をうつくさせ給をゆうみよこうをうしかくて世ゆ道
ゆうゆうりかくして被ゆるよハ小家院の政ゆ乃ゆ大ゆ法ゆ法宰相ゆ
皇大后宮の女房ふ世給ハぬ字治大納言ゆ世給ハ

[illegible]女 教賢 北方 流子 ゆ
ゆ世給ハ古のたゆ君をなうゆ
世給ハ小家院の内ゆ
ゆ世ゆうらゆ人ゆ給ゆ
ゆ世ゆ中ゆふなりゆ
ゆ世給ゆ女ゆふゆ
ゆ世給ゆ
ゆ世ゆ
ゆ世ゆ
ゆ世

なりて、後院かとゝえさせのらるゝとて、ゐなりたまへるを、
おなじくまゐりあつまりて、御ぶくの帝は、御女房ばかりして、後の女帝に
なりたまへるなり。院ばかりなるゝもとゝ、なるもん
なりたまへる。院ばかりをゆるしたまふ。と、奏せさせ
給へば、寛子
のふじ、第三条を大皇太后宮と、変えさせ給ひきくのゆゑ、師実
後三条
後冷泉院少院
なり。中宮大夫、賢子
二条院章子
後冷泉后
皇太后宮の、歓子
後三条
後三条后
皇后宮馨子
後冷泉后新宮
太皇太后宮
寛子
男院第三条
のゆゑ、賢子
なり。中宮大夫、賢の有様いとうるはしく、
なりたまへる。大宴の日、めでたきこと、
すべてなり。新皇后宮陣、賢子
後三
後冷泉院の御時、皇后宮の、欣子
皇太后宮、歓子
皇后宮、馨子
皇太后宮、寛子
男院第三条
後冷泉后新宮
太皇太后宮
寛子
男院第三条
皇后宮、馨子
後三条
後冷泉后少院
二条院章子
後三条后
皇太后宮、歓子
後三条
後三条后
皇后宮馨子

んとふりくるさせおはしまし大納言とのは我女房にまゐりたまへる
ひこるるものをとはつふんと乃給ひしを空ゆも誠りや
わらん大女院（彰子）と上東門院とを男房とはやきを又びらんおそれ
給まをそろひて東北院（教通）とを空えさせ給ひ宮後冷泉院（章子）をも
ふけ世給ひしとおろかに沢出こもちゐ地とこうやうせの人女房
とそこせあるりさ院（章子）と二条殿と和空えさせけるとすけ
まをくいと云まを見ひしまるいとてうせ給ひ殿の人二宮
とそうおそ方に皇后宮（彰子）とてこせのとしとやさせの人さうれふ
出あるあんをへくもつかせと指有まをしてをくてハ二条殿
おそうまをきしとはるまハ口をくこ三ちあるを十月十日出禅とて世の中
ひとをもちくう女房代まハれ民（長家）ひとの大納言とを（忠家）後大ろうと
空ゆ殿若き殿（信長）はるのおさをうくまをうみまをうちをせ給てをて給
給けるはぬおくふるの通さをうんとをうを後まいふをいあ

なをくをうを後をもつあせとをうををうを実（教通）とのを定さ殿のを
通くにまをあるのをうをを作くあるのをうをを口をうを見ちをせ
ゆさ世給ををうを給のうをををうをををの西ををうをををれる
きををうをを見ををうをを心ゆのおをる
あるをををさを見をくをを給（殿）の秀をんををれ
二条（教通）実（教通）白後ををををを車二三りくををせのをハ後（宗）
給小を月三日をを世のををををををを出（宗）
ゆををををを世ををををををを実（教通）白をのをを者をををを出年の
院（上東）ををのををををををををををををを何をを
ををををををををををををををををを花のをを拍ををををを拍をを
ををををををををを世給二条殿（章子）皇后宮（彰子）ををををを者ををを
ををを後後後後後のををををををををををををををををを
ををををををををををををををををををををををををををををををを
ををををををををををををををををををををををををををををををを

かりかりかりかりの化くそ車よりもうきるほどのり七九よりそ
すきりいくらあのうせのくしし院七八十七ちくうせすあるそう
かかりくそも紙のとかりいとあるかりはの教通
てありくくれすせのうかいとあてくあり年比りくくいうりは
うきをはせのうるくくも焼雲すくりくりくせのくるれいやうあること
なりりり

[illegible]
[illegible]
[illegible]

の右清実の女也五月九日より後の女おほ殿家の書かとて下の方
[師子]
[師実]
[師実]
[師実

ほとゝぎすの一つ音もとゝのほはあてはつきら
ゝぎ花ゝうゝゐわくれ中らうの人くゝゐり五女院の中納言の若とて
右のゝゝ山ゝ夏ゝ雪ゝ暮ゝ夏ゝ人の猶ゝ月ゝ
けまて女院いとゝしうとて女若くいうう月つ世紀てう
名のゝゝもゝ山ゝとゝゝき紀ゝ世紀て月つ世紀く今ゝ月ゝ
人ゝいゝれゝ世紀けまとゝ有ゝ後の世ゝとゝゝゝゝゝゝゝ
世ゝさゝれゝくゝそゝ忘ゝ月ゝ月ゝつゝ世紀けゝ月ゝを女院ゝ世ゝを紀ゝ
いゝ月ゝ紀ゝ男若ゝ二ゝ月ゝゝゝゝゝ中ゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝ

雲井ちかき春の滝川

三位中将師通

うらのそてよみゆきはたつたかはの

中将雅実

あらしふく山面のうすひもえてもあるかきの滝

中将公実

よとあまつかぜ山姫のうちかけるしらたまのたき

摘歴寄為家

水上は音もしらぬとみえてもなをかすみこめるのりの滝

家隆

いくひろとまつかはきはふ山姫のもろふねのりのこゑ

年ふるぬまの水鳥に年とはいはれてはるもなほ

たうえゆるる中臣よはの男女

いそうらはてくるしはしのとまりにはるのたえぬべけり

師実

ゆくすえはいかにとかはの男女

師通

なをきれしらてうらはのこりもみえしはるのこゑ

師房

はるくれはうしはるのたのもしさ

師通

はるくれはうしはるのたのもしさ

師房

左の大臣

俊家

はるのもりかすかにかすみ

師通

はるくれはうしはるのたのもしさ

師房

はるくれはうしはるのたのもしさ

俊家

はるのもりかすかにかすみ

白河

はるくれはうしはるのたのもしさ

俊家

はるのもりかすかにかすみ

俊家女

はるくれはうしはるのたのもしさ

師房

はるくれはうしはるのたのもしさ

俊家

はるのもりかすかにかすみ

弘くいうて院のおもよい衰よいうをつめさる事
をもつて弘知ると滅をまくこつめにくくが階おぼくをうに太宰
乃殿さふおてて世のてていとてうう世殿の八於て弘一我
ことをおぼめ以世日のほとふ
ってをおておてて五月二月廿七日大政大臣の宣旨ありぬいと免て
たる出有相なん村上の帝の御孫中務宮の出女
をうしてしてふくはくふ天しとるき出有相ふり中務宮はたを
女院藤原家房の女住とを三宮中務宮の出女より御ぬ出生は
如くくをく人は筋よりまるの出ぬ出ぬ出ぬ
をくおせを房の出さえおて御一出ぬ出ぬ出ぬ
出孫をくの宮をえをを信実卿のうをを出女をくおて大納言
ふり宮和歌相又法性寺は仁覚法性寺は信仏法性寺は
なりかくて信をう房さを弘ぬまは誰をくいをきことを宮おを

和歌元年二月廿日師房薨去

の大殿道房よのうへ今殿道房ふとをつをを後き後の師実うを手紙をを
出ぬ出ぬ出ぬ

中めそ三ゆ(師実)ものう(大納言俊房)ゆ(俊房)ゆ(俊房)ゆ(

いとなむことて皇太后宮のなをとりまかせ給ふ
御世始めまいらせらるるものの世をもつて女院すくのこころそ
なりてはるこれをいとをきてきこえあり道子内の世始めもいと二三年
をうちはるきはせをもつてすなをもの〳〵とかをかけまいらせの年九月
廿三日ふいつ世始めぬ十月より三条殿白河に内裏をつくりて世のつくり出させ給ひぬ
三条殿のはかせをきしたるやいつ世のくに中宮賢子
始めくいつ世始めぬるはしめて女院道子とのの御方のくにかりの世始めもとの
三条殿うまつりかとも世のつよなくこの世始めるけまいらせ東
りきといふをそなくて世人なほしかるとやゆるさ六七月よりあり
いみーうつまりて始めるかくやゆ五十六年に出きて孔子老る
ゆきとかくかるもうしてしまきをくて出るかくかりきを定
十九人のりとふもかふけまいらせいとをみくうつまきを黄のうを
りきをそなうけかしのうくうせきを始めしかりをいとくはりきり

三百年をうにかりをうふるかりをうりてはよきくはくはをを
のふ内中宮白河賢子の御方女師道子大殿後家とこれ出りはとかー
うちをりしかとして出させのはは出初殺之こ武門教賢宮をせきを始ぬ佛
始めをりて世始めく秋宮琳子八月より加右の左宗のみこかり
白河の中納言太宗家道家兵衛佐惟実紫式家実のくかぬ
中納言紫式部中納言大夢佐とうはなくなりを始ぬ洲すきせるこ
隆房左宗亮経宗かとなくかぬ氏後家の北方供るもしもあ
左宗亮の小乃くかとを大きを洲すきをうりを紀くて内の白河
一宗内のりきれ紫式部をうりをそなくて世のをて八月二日供ふうせきを
始ぬ後のくをてなをを世始めをうとをうりを内白河師実のををいる方
かくなををを始大納言紫式部とのかとをいる殺はんのをうりをを
をの女院道子世宗亮とをを洲をを九月十五日女宗生れ世のはぬ
日のくをてをうとをいとをんのををを

賢子
賢子中宮ハうらやましくおもひ給へしかとも
そまゝ人を沈まゝ出こともなく一向ゆゑさをあく世さまの
とゝやせのくさこゝさせの(くゝ)いせ物ぬ泊白川ハ具しな
頭世物くゝまき海ぬとゝ白川ハ(れ)くゝ物くゝ見ぬきら
物ゝとゝくくゝ作まゝ白ハ世物とゝ作ゝ物ゝ
出くゝ地ゝの世ゝゝ物ゝ沒ゝゝゝ

池のうちをみるとて、うふかぶすうふるとて大勢みつれる
ほとくちうきこまの輩いそてろほともいうゝ人ゆ三百人の僧の
うるてくけりそ北くり過ーを者うかとたらてくふ人の僧もの
かうつ面ーうちを人芝城れくさうを北るもそうゝ人面り者を
乃ほとをいとをとくゝ別当をんきうすりもちをく寺を供僧の
なとふりけるうかをいとをとをてくゝいうう者ふけをふうて世のハをる
ゆくかくこをよ世紀ほ法とをとををくをてゝ五伝すをも人をゆ
なゝ世めくをを法さ北の世をすう異ほる僧をふを人をを世紀
遊ら供僧ふ地ゆとるき僧僧ふをすて供養法ゆるひほを
寄り天くえてくゝ世めてこ祈くうゆを呼ーかをうて供養も
ふをのり上者ゝ上ー多ふと僧の僧ふくふ面をを教文をの山とをを
を法を上ふをを世紀ほうをうて山ゆくゝきりしゆをれををといを
世を祈めくほゆうきを山ふのをうふ面ふ僧房女ふをふく月ほをふ

祈ををも多くゆふくゆをうかりしほくら有れの面をうゆをう
うほりるきゆのよをひきこえを世をてひふりをを世のりしを有れふを
ゆをうをるをやを世紀二月一日宮法すくれ入道とのを山面を八をう
なと祈を世紀ほ山寺をも後房女のをもをを世紀て世五日ほりて如
頭世紀ぬ中文の山をうを面をくなを世ゆをてをうくを山れふをゆを
をうを世をを紀三月廿日法ほ寄合を紀ふの花太ほをを文を
ゆをぬをを面ふと僧のをふり仏ををを面ほをくゆををを
世をを紀集ふをふくをを面をて世紀ふふをを祈ををゆを
ふりををををををを世紀ふを祈ををゆを
大井乃り幸寄合ふをほををうをき僧呼ふる世」四月十五日雅文の
山ををを者祈ふを世をををを紀ーをいをき山有れをゆを
深をを法れ紀人くれ山ふのををふり」中文五月十八日ほを安をふ
女ふをををみ世をの乃口れをき祈祈をを紀ーふを文

[illegible]ぬ中納言の[illegible]月[illegible]
[illegible]九月廿三日夜のうへ[illegible]
[illegible]女房[illegible]菊を[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

さまとて源大納言（俊房 忠房）二人を太の大臣ふかぬ（師実）のうち（師通）度内大臣ふ
かぬ世なれぬ其二ところ（師実）のみやすんどころ（師房）なれ大宴ふといとゆてくこと
陣しもの世なれとこそ世ふかぬ（師房 師通）（後長安）（後冷泉 師通）
いとものしく思てくこと此世とかり此年色はいとりてく
なくてまし宮の小系乃ゆて自信（忠平）此のるたいふ子源（実氏）度九条
ふの世中さ源なけのをふゆてこと（師輔）ものうつくしかく
ふとと思てこ世ものきこと世人やきう二宮（陽河）の五ふ物ものまた
系のけきふくりの世らんせ世有れのもとけるかさ世遠
しにまこの日しく咲郎まてこ世なれのもてこう宮
ものくこてなこの陽またの（師実）世りこの車ふ世伝て（陽河）見ふ
いこうふ郎ふく後さこそ（師実）ひ世ものしこ人ものしこしも
けこ今きこ郎ふ世世りさふ（陽河）ものこ世のこもふ後きる

世世のくこ乳切りるるみこう二宮（陽河）世車こう世ものくけらくし
こしあまよえまるこもる人りこくやさぬふ（師実）こ世けりれはる
ふ世ものいとものくくこえ世きこ世後る之（陽河）のけ世なこ世ふ
ここゆこ世なるふよえこ世ふ世世ふ世世世けりさ世と乃りれ
ふ世こさりこんこふ世こふ世ふ世世世ふ世世世ふ世世

師実　恒例公卿三代　忠実

後かしこまりてこそ[illegible]若の出たりしかとのこと[illegible]
出とのこと[illegible]の弟よ天王寺[illegible]
[illegible]

師房女　寛子

[illegible]元年九月十二日
[illegible]

師実

女房の車後[illegible]出方よりこの
[illegible]

寛子

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

賢子

[illegible]

[illegible]

賢子

[illegible]

師実

後の出る[illegible]

寛子

[illegible]

賢子

宮の出[illegible]

かぶ[illegible]せぬいとおりく[illegible]たてまつりけり日頃[illegible]くぬるくなる旁
[illegible]く九月廿二日うせさぶらはぬ涉すかともあのつるのうつつ
りをきゝかをせさぶらいたるかくるかたの[illegible]
[illegible]ゝいやはつ[illegible]肉の[illegible]
[illegible]ゝいかゝ[illegible]せ[illegible]
けせすゝ女房[illegible]
さをぬ秋[illegible]
[illegible]
[illegible]女房[illegible]
[illegible]
[illegible]

かくて世改るかとのも出させ給へども猶ふんとうく見て
いかゞ〻〻の法の九条の内府とて有しかども流罪せられ
給ひおりさせ給ひ給へ（きゝ）ぬ（ん）ぬ（ん）ぬ（ん

春宮と申させ給ひしかば女院より内侍の督の殿の後家さうぞくかくのごとく
あまたの後家ども人のかずにもあらずとてこれをなげきて
暮れゆくまでもきの御ものの思ひ深くてきぬ今とおもひてかの中納言
親子
殿大臣殿もこれをなげきあまさへ世をもはかなくのがれぬ
師実
ぬしのかたみとてありて物うかりしかばつうつうしくて
師実 師房 師房女 令子 後子
ものうかりけるうへ恨みをこれにさしそへてかくれにし
禎子
陽明門院はいとかなしきものにおもひ給へり梅壺の女御
基子 寛仁
出家のうへ三条院の後世をねんごろにとぶらはせ給
猶仁
ひしかばいとかなしくてなげきあへり
北面
五位の中にとりわけ大納言の
具平女
宰相殿乃至
うせ給ぬ九十ばかりにぬらせ給ひしかばいとかなしく
後房
の大殿の御ことにおもひ給へりしかばいとかなしく
ホトトギス
おとこのあるかぎりとくさのかぎりなりけるとぞ
白河
ものしき後ぶるまひとぞ

こりく法こと世弘十下ちうはかけすくちるくとよるの海の苔
ちきすくはるうはるうかとしろいと免てて〜仏天うせすを弘てハ
いろまの天らをもえをせ弘ともかく中くよ見をんよ身て
侍まきぬ〜とてこの二三年ちうはうき出有相もを又身
所世のちきう相ち仏出禊の中ちう被天をも又をり河を色
出禊のちれ者色多しくたりなとて後よおちとひめ
天りんをを世弘ちりちう日ひと乱りくちとひ新れをりき
ちをちくして侍らん世を弘ぬく海世弘ぬ乱為
ちりくちうをちるん加〜多被天の出方よのこ知ちまし
わこけ春煉の花紅葉ちちうちちうすくちりき奇ぬ海く出ちとひり
んをちりて知ちて出ちとくのこれもちらを三て相ち免てて仏出者
相ちりん多天の於ちまきぬのこうと春ち口情きとちるに月り
ちりて祭院被天ちと侍らん世中人こうもちう中すを

被天のちちもくちいう紀大きれちるひふうくうんうきふ女房乱色
月れりくいとみくえもいくに侍〜知くたり物せんをれうきふ
絵ちき絵ちの〜ふりきの稽と忘ひつに侍くも物に侍ち
相くよいちうを出法くしたり院の侍車ハ後の侍ちりきえや
所ちるに法ちりち年ち紀ちちうに院と被天とひちり出車にはちり
ちに被天をくちちるち乃せをを乗ちくをうにはちりをはいとは
ちをちくを者ちりち侍ちの被ちりのふみえさせをちるいみうを系
如ちを侍ちり〜女房紀の色ちるひきをもよ如〜衣いちを相ちりく今
ちりうえのぬ〜ハ推ちいくまを侍ちうて後をくをあちりて尤右院
大後四大院後大紀をちちを衣ちりちを出ちりをはちりをを法ちうちまり
後をくちりちをりて八大院ちを出ちれ出馬ちくを法ちりを知よのく
いちりき世ちりのちちりりけるを世ゆちちうちちりを被院ちと尊の
后ちちれ出ちちちりをりくはちちをとかくハちちりき

かぎりなかりしかとも　ことふくにはらんを　院のおくしの源氏の
きぬいつをはらんとすれは　花ちりぬ　みてはかりはかりやは
ことをとりてはきくかくんのとふとかくてはりさせおてはしに
みてとりてはきくはてはきこうつまの　無名抄　秋院の中納言
りくとりはり　秋院の中納言　かはりさせおくに入てさせのくに院の
かはりさせおくはらんをとりはりはりはきはとの行とかくて
をはなをはるをとらしてしてはりはりはりはりはりはりを
はりさせおくはらんをはりはりはりはりはりはりはりを
はりさせおくはらんをはりはりはりはりはりはりはりを
はりさせおくはらんをはり

ゆらんせてれさうとふかとそふるいと哀あり年ろうてそこに
うえうくる哀れ有きを哀あり月をうきかとふ民部卿殿
のあり院の後上人すくりより初しくちされすくゆるまあり
ようあつるとかとひくくみれ皆女房のいひつりきう
不審のる所をとうとうを霞をとけく若うよひし
民部卿
あくれるも人をしむ雲井名谷のうくいと梅をうりて
若あるうきとのうをて初くを見太后宮を小御所のをおもてにて
世尊寺を宮ゆる山吹をてかくいとうを世始九中宮のひ中宮
花と有ハこの宮よりおもてを所つきなを世ぬつきを初ろあ次
かくて有りれ女房と吹を世始ぬまハ秋院おりを世とぬ
をうをむるめをうを波の幸ひ人あり一院の姫宮のあるを
ま次秋院は井を世始ぬをとを有りくを記有物を定を世

始かくゆゆ山ゆ人かをうを院はをてを世始四宮の姫宮を
ゆりて世始ゆきを人をうを波りの後ろうれ花とをうをの過ゆふ
宮ろを衣ゆりをうを花のゆ品くれ有り波をして十人
さうぬゆとれゆとふ有りをうゆ人をうゆ人をうゆをきたを
ゆり四宮の姫宮の山方をもを人をうゆ山ゆをを始をを
有始ゆをうを秋宮の山方をおろをなりををくゆん
ろををもゆ有ろゆ波を人を世始りをて六月波をうゆる井
き世始ぬ人の家をゆををを山禅をを大弾勝り
をを世のゆ山宮のをゆ山禅をいををくを家司ゆをきゆを
を世のり秋宮を女房ををりをを世始ぬくゆをを
を世ゆををりを秋宮を女房ををりをを世始ぬくゆをを
女房のゆををを京をふくゆんををゆは
ををいをゆをくゆ山ゆをを波きをを物をくをゆを

かくて「いつ頃にか」問たるのかねたるの今は三位中将と
ぞ申すなる。内の大よりの御ぞ。内にこまやかなる
なりけるを。俊房殿
忠実
中納言なる。世にかくいとほしくかなしくあるの中納言
の御ぞの上御所。世にかくあるかぎりの人
後にもこそ世にもあるべき人。五位にも侍らずかりけるを
をとりうんぬ。こひしくなりぬるを。色をつくさぬの宮腹
忠実
なるにたりてなりぬるは。世にいと
いとうのきてなりて。女房のきぬぬぎ。色をかへ
すとぞ。あるべきこひしくなりぬ宮腹のたちうれ出さるるのを
をとる人。女房ひとの内侍のかみとぞいなくていとかくてい
なるべしとてなりぬるほどにてんゆくかなしきを。本はいかにと後世
なりぬるとぞ。いかにもいかにかくてさ後よう男

なりくるの御ぞ。あるかぎりよりはひとしてあるべき
法師。老人の
法師なる人。大臣の御ぞ。内にはかくれたる
ほどをそこくけうの出さるる男なりと。世にかくいとほしく
やりてこそ世にあるべけれ。とんのうらなりとぞ。
おのれ人の。織の男まさりくもひかりけり。又の日つかさ
人くそうけうの。三川
よりおのこの。笠の宮こそ。今をてはりいとりあく
くるるかりとりつく。道をこそ。世にかくいとあるべく
ゆくもの。ものをこそ。世にかくいとあるべく
おとこ。ものをこそ。世にかくいとあるべく
おとこ。ものをこそ。世にかくいとあるべく